

## 請負業務共同事業契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)、ユグドラシル株式会社(以下「乙」という)は、下記記載の事業 (以下「本事業」という) について本書の通り合意をする。

【事業名称】

【事業内容】

【請負業務】

【備考】

### 第1条 (基本合意)

甲並び乙は、本事業について相互に協力をし、この発展・成長に真剣且つ、誠意を以って努力を行うこととする。

### 第2条 (情報共有)

甲並び乙は、本事業の経緯・経過・進捗・方針、これに関する全ての要件に関し、情報を共有するものとし、その内容に虚偽や不得要領の無いよう注意することとする。

### 第3条 (信義則)

甲並び乙は、本事業に関する如何なる要件に於いても相談・意識の共有を行い、不得要領発生の際は相互間に於いて第三者を交えず、これを迅速に解決する努力を約束することとする。

### 第4条 (秘密保持)

甲並び乙は、本契約に基づき知り得た機密と指定された情報に関し、相互の了解無くして第三者への開示又は漏洩は行わないこととする。但し、既に公知となっている情報についてはこの限りでは無い。

### 第5条 (契約期間・最終協議)

本契約の有効期限は、本事業主体者である甲が、甲の理由により遂行不能と判断した際に完了する。又、この時、甲並びに乙が本件事業に投資した要件に関し、二者間で合意を得られるまで協議することを約束する。

### 第6条 (費用報酬)

甲は、乙より説明のある請負業務の工程及び作業量に関して、乙より提示ある費用報酬に関し合意した場合、これの支払いを行う。尚、本項は別紙「費用報酬覚書」にて詳細を定める。

### 第7条 (契約解除)

甲並び乙は、双方に社会的被害のある要件がある場合、又本契約に違反した場合を除き、これを行わないこととする。尚、これによる双方の損害については、甲乙間にて協議を行う。

### 第8条 (商道德)

甲並び乙は、本事業の進捗に於いて知り得た企業及び個人に於いて、本事業以外の要件にて契約他、それに類する約定を締結する場合は事前にその意向を表明、相談を行うこととする。

本契約成立を証し本書2通に署名押印し、各々で1通を管理する。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲)

社名  
所在地  
代表者

印

(乙)

ユグドラシル株式会社  
東京都港区元赤坂一丁目7番10号  
代表取締役 川崎 美穂

印